

技術資料の作成提出等に関する Q&A

Q1 ○○工事の入札に参加したいが、作成した技術資料と添付資料に間違いがないか事前に確認してもらえますか。

また、提出すべき資料が分からない、入札説明書等の記載内容に疑問がある場合は、どうすればよいですか。

A1 個別工事案件の資料は事前確認しません。

入札公告、入札説明書、総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項に記載されている事項や、制度や要綱などに関する一般的な質問であれば、電話や口頭で説明します。個別に回答することで、公平性が保たれないものや電話や口頭による回答では誤解を招くおそれがあるものは、PPIで質問を受け回答します。

<電話や口頭で回答する例>

（例 1）質問：技術資料は【エクセル形式】の電子ファイルを提出すればよいですか。

回答：技術資料は【PDF 形式】の電子ファイルで提出が必要です。発注者が審査する上で【エクセル形式】の電子ファイルも使用しますので、提出にご協力をお願いします。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「1. 提出が必要な資料と審査の対象」をご覧ください。

（例 2）質問：押印済資料（前回提出した技術資料の発注者収受印欄に押印したものの写し）で提出したい評価項目がある場合、どうすればよいですか。

回答：提出したい評価項目について、新たに技術資料を作成する必要はありません。押印済資料のみ提出してください。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「3. 評価しない事項の（2）」をご覧ください。

（例 3）質問：会社に同種工事の施工実績はありますが、発注者が求めている必要書類が揃わない場合、どうすればよいですか。

回答：施工実績対象工事の発注者に実績証明書を申請してください。

※申請者の提出資料及び発注者の保有資料で施工実績が確認できない場合は、実績証明書を発行しません。

<PPI で回答する例>

（例 1）質問：技術資料で発注者は確認資料として「○○○○」提出を求めています、「○○○○」の資料は準備できません。「△△△△」の資料でも実績が確認できるため、「△△△△」の資料でもよいですか。

※個別に回答した場合、他の入札参加者との公平性が保たれませんので、PPI で回答します。

(例2) 質問：評価基準は、「〇〇〇〇」となっていますが、「△△△△」という意味で間違いないですか。

※質問の「△△△△」の意味がはっきり分からず、電話で回答すると誤解を招く恐れがある場合は、PPI で回答します。

- Q2 技術資料の一部に記載漏れがあっても、添付資料で実績が確認できれば評価可能ではないですか。
- A2 記入が必要な項目は、実績等を確認及び審査するために必要最低限のものと考えています。審査担当者が記載もれの内容を添付資料から補足確認することを認めた場合、審査の公平性が保たれないことと、添付資料のみでは実績があることを判断できない恐れがあることから、必要な項目の記載漏れは認めないこととします。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「3. 評価しない事項の（7）」に関する事項。

- Q3 総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項で提出書類の添付漏れがあった場合は、その該当箇所は評価しないのであれば、追加資料の提出を求める場合が定められているのはおかしくないですか。
- A3 原則、発注者から追加資料を求めることはありません。ただし、具体事例に記載する事例では、追加資料の提出を求めない場合、審査の公平性が保たれないと判断し、特例として追加資料の提出を求めます。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び同具体事例の「5. 追加資料の提出を求める場合」に関する事項。

- Q4 「企業の同種工事の施工実績」の評価項目で、入札説明書に「工事成績評定点が70点未満の工事は実績として認めない」と記載がありますが、会社に工事成績評定対象外工事の施工実績がある場合、工事成績評定点に関する資料は何を提出すればよいですか。
- A4 技術資料の「工事成績評定点」欄に「成績評価対象外」である旨を記載してください。島根県発注工事の場合、工事成績評定点に関する資料の提出は不要です。
島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写しの提出が必要ですので、注意してください。

- Q5 「企業の同種工事の施工実績」と「配置技術者の同種工事の施工経験」について同じ工事で提出する場合、提出書類を兼用し1部の提出でもよいですか。
- A5 提出書類を兼用し1部の提出でも構いません。その場合、該当評価項目の技術資料の左上の余白に分かりやすく「〇〇に資料添付のため、提出書類を省略する」など記載するようお願いいたします。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項（具体事例）」の「3. 評価しない事項の（2）」をご覧ください。

Q6 「競争参加資格の配置技術者資格確認資料」と「配置予定技術者の資格」の評価について、資格条件が同じであるため、提出書類を兼用し1部の提出でもよいですか。

A6 提出書類を兼用し1部の提出でも構いませんが、発注者側の競争参加資格と技術資料の審査担当者は異なることから、資料の所在確認など審査に負担が発生するため好ましくありません。できるだけ競争参加資格と技術資料の両方に同じ資料を添付して提出をお願いします。

また、A6の回答と同様に資料の左上の余白に分かりやすく「〇〇に資料添付のため、提出書類を省略する」など記載をお願いします。

※「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項（具体事例）」の「3. 評価しない事項の（2）」をご覧ください。